

資料提供

滋賀労働局発表
令和 8 年 7 月15日

担
当

滋賀労働局労働基準部
健康安全課長 足立育弘
地方産業安全専門官 市田義彦
電話：077-522-6650



滋賀労働局長が建設現場を安全パトロール ～ 7月20日から26日は建設業労働災害防止強化週間 ～

滋賀労働局（局長 田代良文）では、「建設業労働災害防止強化週間」（7月20日から26日）に合わせて、作業現場の安全意識の高揚を図るため、建設工事現場に対して、滋賀労働局長による安全パトロールを実施します。

ポイント

- 1 建設業労働災害防止強化週間中に、滋賀労働局長による現場の安全パトロールを実施し、墜落・転落災害、熱中症等の防止を呼びかけるとともに、現場での取組状況を視察します（資料1）。
実施日時： 令和8年7月21日（火）午後2時から
対象現場： （仮称）新・琵琶湖文化館整備事業（大津市浜大津5丁目1-1）
元請事業場： 大林組・笹川組建設工事共同企業体
- 2 令和7年（1～12月）における滋賀県内の建設業における労働災害発生状況は、休業4日以上死傷者数は110人と前年より19人減少し、死亡者数についても1人と前年の5人から減少しました。
また、これらの労働災害の原因としては、「墜落・転落」によるものが最も高い割合を占めており、死亡災害の1人も「墜落・転落」によるもので、死傷災害の約31.8%を占め、依然として高い水準で推移しています（資料2～6）。
- 3 滋賀労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会滋賀県支部の主唱により、7月20日から26日を「建設業労働災害防止強化週間」とし、県内の建設関係事業場、建設現場等に、日常の安全衛生活動の総点検の実施、労働災害防止対策の徹底等を要請しています（資料7）。

建設現場の写真

当日の取材をお願いします

取材される場合は、7月17日午後5時までに上記担当あてにご連絡をお願いします。



令和 8 年度滋賀労働局長現場パトロール実施要項

- 1 実施日 令和 8 年 7 月 21 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分（予定）
- 2 事業場 元請事業者：大林組・笹川組建設工事共同企業体
 工事の名称：（仮称）新・琵琶湖文化館整備事業
 所在地：大津市浜大津 5 丁目 1 - 1
 発注者：滋賀県
 工期：令和 7 年 1 月 14 日～令和 9 年 4 月 30 日
 進捗率：約 60.0%（7 月 21 日現在見込み）
 工事概要：R C、S R C、S 造 免震階 1 階 地上 4 階、塔屋 1 階
 予定作業：屋上階の鉄筋・型枠作業、1・2 階の内装及び設備工事、外装の塗装下地、4 階内部足場工事
 予定人員：約 140 名
- 3 出席者 滋賀労働局 局長 他 計 3 名
 大津労働基準監督署 署長 他 計 2 名
 建設業労働災害防止協会滋賀県支部 計 3 名
 発注者：滋賀県 計 2 名
 施工者：大林組・笹川組建設工事共同企業体 約 10 名
- 4 当日のスケジュール（予定）
- | | |
|-------------|--|
| 13:45 | 現場到着 |
| 14:00～14:30 | 滋賀労働局長から「開会の辞」
発注者、施工者及びパトロール員の紹介
作業所長から挨拶、工事概要、安全衛生活動等の説明 |
| 14:30～14:35 | 朝礼場へ移動 |
| 14:35～14:45 | 朝礼場にて安全集会（局長訓話及び職長の安全十則） |
| 14:45～15:35 | 工事現場巡視 |
| 15:35～15:40 | 現場事務所へ移動 |
| 15:40～16:00 | パトロール出席者による「個別講評」「総括講評」
健康安全課長から「閉会の辞」 |
| 16:00 | 散会 |

5 当日の取材について

パトロールは取材可能ですので、取材いただける場合は、7 月 17 日（金）午後 5 時までに担当者あてご連絡をいただきますようお願いいたします。

取材にあたっては、下記事項にご注意願います。

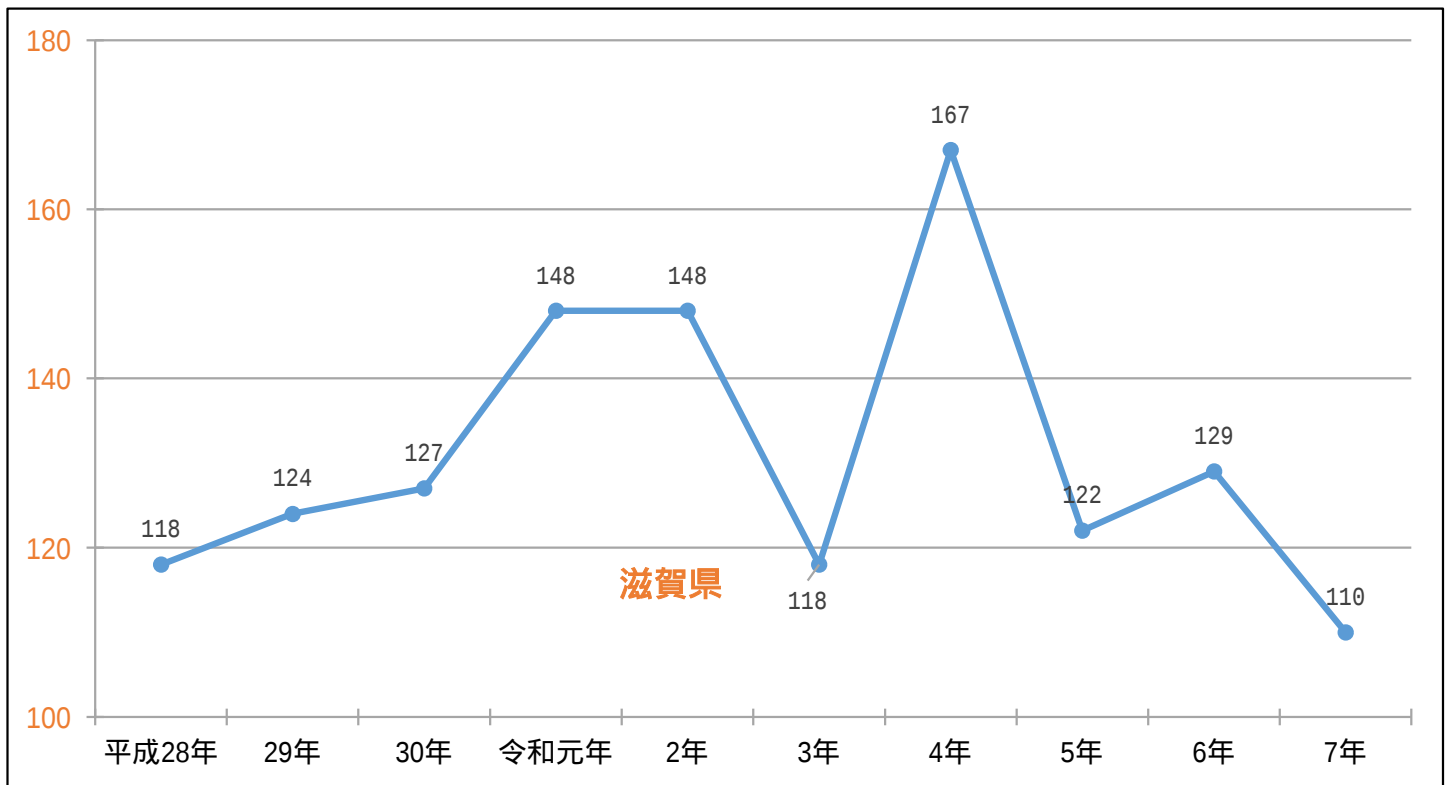
ヘルメットは施工者が準備いたしますので、工事現場内での着用をお願いいたします。

現場内での安全確保上必要な事項、撮影可能範囲等を説明いたしますので、遵守事項の徹底をお願いいたします。

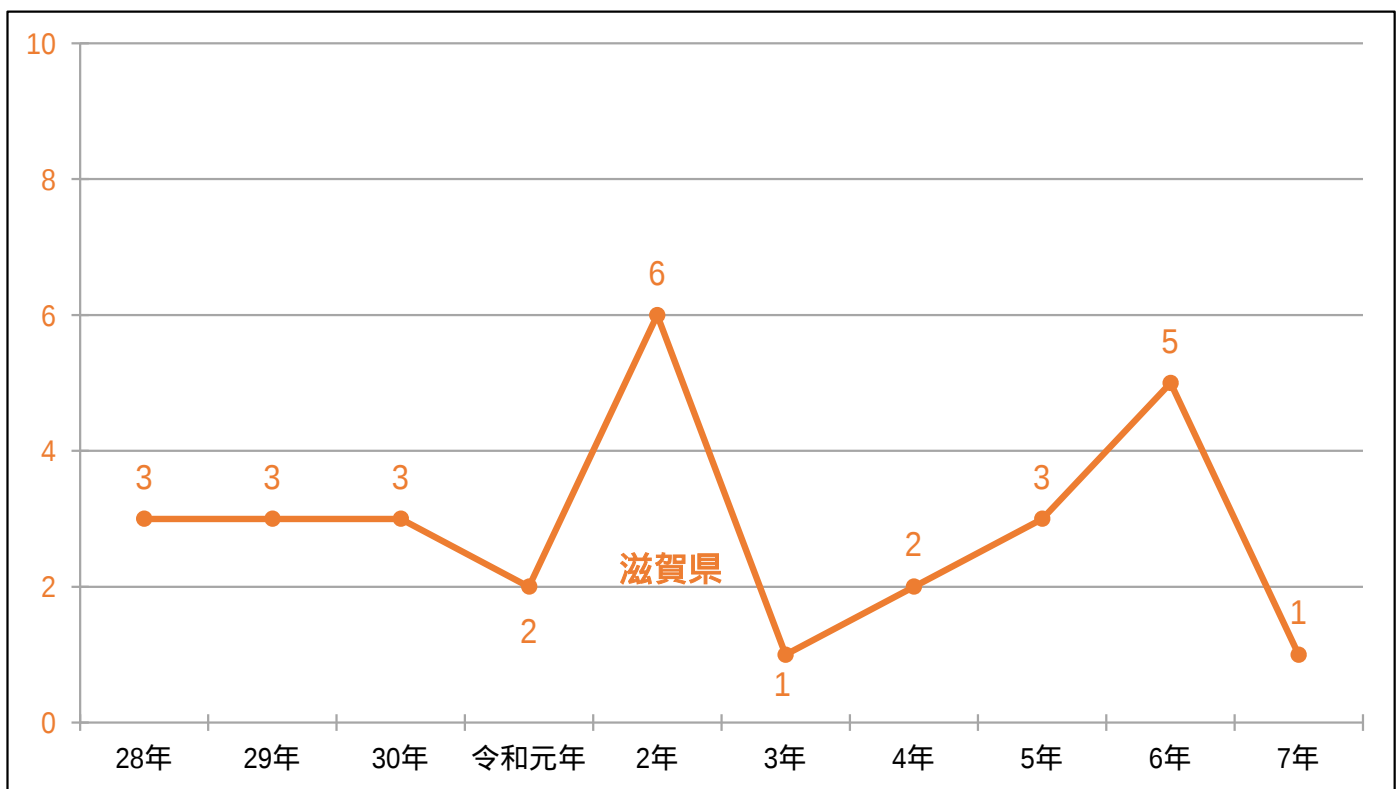
現場内には駐車場がありませんので、車でお越しの場合は「浜大津アーカス」もしくは「大津港市営駐車場」（有料）のご利用をお願いいたします。

【パトロール現場地図】



資料 2**休業 4 日以上の死傷者数の推移（滋賀県、建設業）
（新型コロナウイルス感染症関係を除く）**

- ◆ 令和 7 年の休業 4 日以上の死傷者数は、110人と前年に比べ19件の減少。
- ◆ 滋賀県内では、ここ数年死傷者数の減少傾向が弱まり、増減を繰り返している。

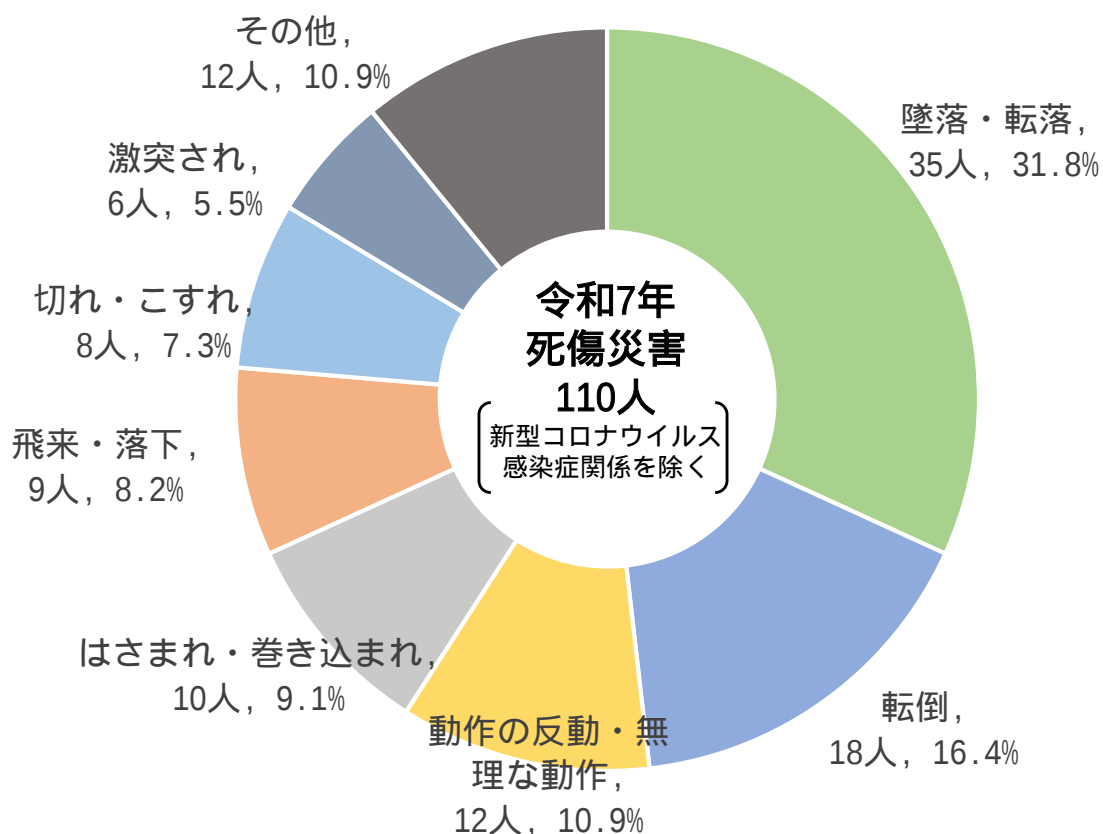
資料 3**労働災害による死亡者数の推移（滋賀県、建設業）**

- ◆ 令和 7 年における、滋賀県内の建設業における労働災害による死亡者数は「墜落・転落」災害による 1 人で、前年から 4 人の減少。
- ◆ 令和 8 年の滋賀県内の建設業における死亡災害は現時点で 4 人となっている。

資料 4

令和 7 年 事故の型別労働災害発生状況 (滋賀県、建設業、休業 4 日以上之死傷災害)

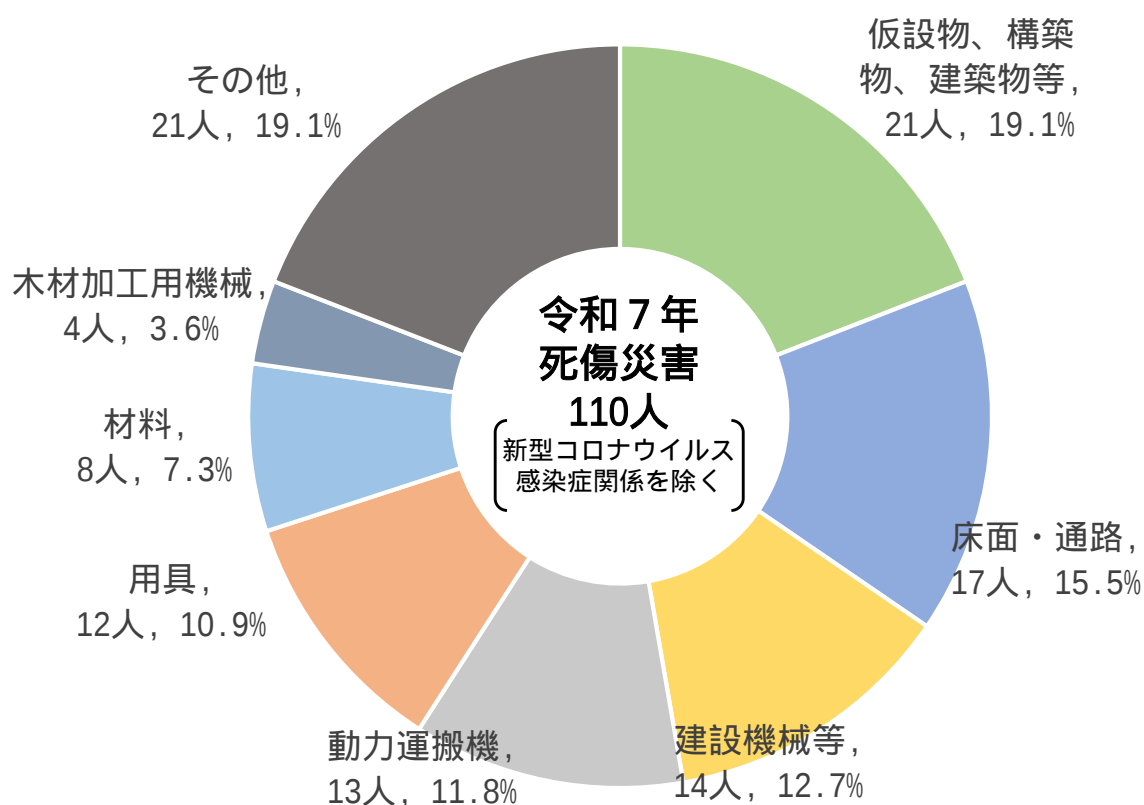
滋賀県



令和 7 年の建設業における休業 4 日以上之死傷災害は、「墜落・転落」災害が依然として多く、3 割を超えている。

資料 5

令和 7 年 起因物別労働災害発生状況 (滋賀県、建設業、休業 4 日以上之死傷災害)



令和 7 年の建設業における休業 4 日以上之死傷災害は、「仮設物、建築物、構築物等」、「床面・通路」、「建設機械等」の順に多い。

令和 7 年

業 種 (規 模)	発生月 時間帯	事故の 型	被災者の 職種 年 代	発生概要
鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋建 築工事業 (2名)	6月 10時 頃	墜落・ 転落	配管工 50代	マンションの新築工事現場において、配管材（約10kg）を各階の設置箇所に運ぶ作業を被災者を含む5人で行っていたところ、1階エレベーター乗り場付近を通りかかった作業員がエレベーターピット内で流血し倒れている被災者を発見したものの。

令和 6 年

業 種 (規 模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 概 要
鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業 (2名)	1月 13時頃	墜落・転 落	鉄骨工 30代	新築工事の鉄骨建て方作業において、ラフタークレーンでつり上げた鉄骨柱を梁にボルト固定するために、鉄骨柱に取り付けられた胴縁上を歩いていた被災者が、5.8m下の地面に墜落したものの。
道路建設工事業 (8名)	3月 11時頃	激突され	作業者 60代	進入路整備工事における立木の伐採作業中、枝集めを行っていた被災者が倒木付近に倒れているところを発見されたものの。
道路建設工事業 (1名)	9月 13時頃	はさま れ・巻き 込まれ	作業者 60代	道路舗装補修工事において、別の作業者が搭乗型ローラーを運転して土砂を転圧していたところ、走行範囲に立ち入った被災者が轢かれ、死亡したものの。
道路建設工事業 (3名)	10月 9時頃	崩壊・倒 壊	作業者 50代	地山によう壁を設置する作業中、よう壁を支えるサポートが外れたためこれを拾いに地山とよう壁との間に立ち入ったところ、倒れたよう壁と地山との間にはさまれたものの。
木造家屋建築工 事業 (2名)	12月 14時頃	転倒	作業員 50代	ドラグショベルをトラックに積込むため、荷台にバケットを突き支えにしてクローラ前方を持ち上げた際に、ドラグショベルがバランスを崩して横転し、運転席から投げ出された被災者がヘッドガードに胸部を挟まれたものの。



建設業労働災害防止強化週間

令和 8 年 7 月 20 日（月）～ 26 日（日）

準備期間 7 月 1 日（水）～ 7 月 19 日（日）

事後措置期間 7 月 27 日（月）～ 7 月 31 日（金）

多様な人材 全員参加
みんなで育てる安全職場

建設業安全衛生大会

会場：びわ湖大津プリンスホテル
日時：7 月 24 日（金） 午後 1 時 30 分

主催・主催／建設業労働災害防止協会 滋賀県支部
主 唱／滋賀労働局
後 援／滋賀県
一般社団法人 滋賀県建設業協会
公益社団法人 滋賀県建設産業団体連合会
専門上事業者団体

ゼロ災 滋賀

1 趣 旨 令和 7 年の滋賀県内の建設業における労働災害の発生状況は、休業 4 日以上死傷災害（新型コロナウイルス感染症関係を除く）が 110 人（前年比 19 人減少）、死亡災害は 1 人（前年比 4 人減少）と、いずれも減少した。

これらの災害の内訳を見ると、死亡災害は「墜落・転落」によるものであり、休業 4 日以上死傷災害全体においても「墜落・転落」災害が約 31.8% と依然として高い水準で推移している。

また、改正労働安全衛生法の施行により、令和 5 年 10 月 1 日に足場の点検時の点検者の指名義務付け及び足場の点検後に記録すべき事項への点検者の氏名追加が、また、令和 6 年 4 月 1 日に一側足場の使用範囲の明確化が、それぞれ新たに義務付けられ、これらの順守も含めて「墜落・転落」災害への対策については、より一層取組を強化する必要がある。

さらに、改正労働安全衛生規則が令和 7 年 6 月 1 日に施行されことにより、職場における熱中症対策として、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられ、これまで以上の熱中症対策が事業者者に求められる。

滋賀労働局においては、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の計画期間とする第 14 次労働災害防止推進計画を策定し、建設業においては、墜落・転落災害防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を 85

% 以上にするというアウトプット指標及び死亡者数ゼロとするというアウトカム指標を掲げているが、本年度はその 4 年目を迎える中で、各種取組をより推進していく必要がある。

労働災害を防止するためには、労働災害を防止する責務が事業者に課せられていることを経営トップ自らが深く認識し、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、率先垂範して、自主的な安全衛生活動を活性化させる機運を醸成する必要がある、各事業場で 1 人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

以上を踏まえ、滋賀労働局及び建設業労働災害防止協会滋賀県支部においては、「ゼロ災滋賀」と「命綱 GO（いのちつなごう）」を合言葉に、建設業労働災害防止強化週間（以下「強化週間」という。）を定め、本要綱に基づく活動を展開することにより、元方事業者、関係請負人、関係労働者、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となった、建設業における安全衛生活動の着実な実行を図ることとする。

2 実施期間

令和 8 年 7 月 20 日（月）から令和 8 年 7 月 26 日（日）までとする。

なお、強化週間の実効を上げるため、7 月 1 日（水）から 7 月 19 日（日）までを準備期間とし、を準備期間とし、7 月 27 日（月）から 7 月 31 日（金）までを事後措置期間とする。

3 スローガン

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場
（令和 8 年度全国安全週間スローガン）

4 主 唱 者

滋賀労働局
大津労働基準監督署
彦根労働基準監督署
東近江労働基準監督署
建設業労働災害防止協会滋賀県支部

5 協 力 者

公益社団法人滋賀県建設産業団体連合会

6 実 施 者

滋賀県の建設業の店社及び建設工事現場

7 主唱者の実施事項

- (1) 滋賀労働局長による現場パトロールの実施
- (2) 滋賀労働局、建設業労働災害防止協会滋賀県支部及び公共建設工事発注機関の合同による安全パトロールの実施
- (3) 労働基準監督署による建設工事現場への集中的な監督指導の実施
- (4) 建設業安全衛生大会の開催
- (5) 報道機関への広報の実施
- (6) 実施者及び関係機関への周知
- (7) 安全衛生関係資料等の配布
- (8) 実施者の実施事項についての指導援助

8 実施者の実施事項

日常の安全衛生活動についての総点検（リスク点検）を行い、事業場における安全衛生活動の現状を認識した上で、安全衛生活動の定着とその水準の向上を図るため、特に、「ゼロ災滋賀」、「命綱GO（いのちつなごう）活動」に基づく実施事項を徹底するほか、次の事項を行うこととする。

- (1) 経営トップ自らによる建設工事現場の安全パトロールの実施と安全衛生についての作業員への呼びかけ
- (2) 店社全体及び建設工事現場における安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の策定
- (3) 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
- (4) 元方事業者、関係請負人が一体となった安全衛生管理体制の確立
- (5) 施工計画の事前評価体制の確立
- (6) リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく改善計画の策定
- (7) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入
- (8) 元請、下請等各段階における安全衛生教育の実施
- (9) 災害の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- (10) 若年及び高年齢労働者の安全対策の確立
- (11) 熱中症予防対策の徹底
- (12) 警備業者を含めた交通労働災害防止対策の推進
- (13) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務等に係る有資格者の把握と養成
- (14) 各種健康診断及びその結果に基づく適切な事後措置の実施状況の確認
- (15) 労働安全衛生法等関係法令の遵守の徹底
- (16) フルハーネス型墜落制止用器具の積極的な使用
- (17) その他「強化週間」にふさわしい行事の実施
- (18) 上記の実施事項の確認と評価